

～ 工事の進捗状況及び事業説明会 についてお知らせします ～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、工事の進捗状況や過日開催されました事業説明会の開催結果についてお知らせいたします。

§ 平成23年度工事進捗状況について §

今年度も1ヶ月あまりを残すのみとなりました。今回は、平成23年度工事の進捗状況についてお知らせいたします。

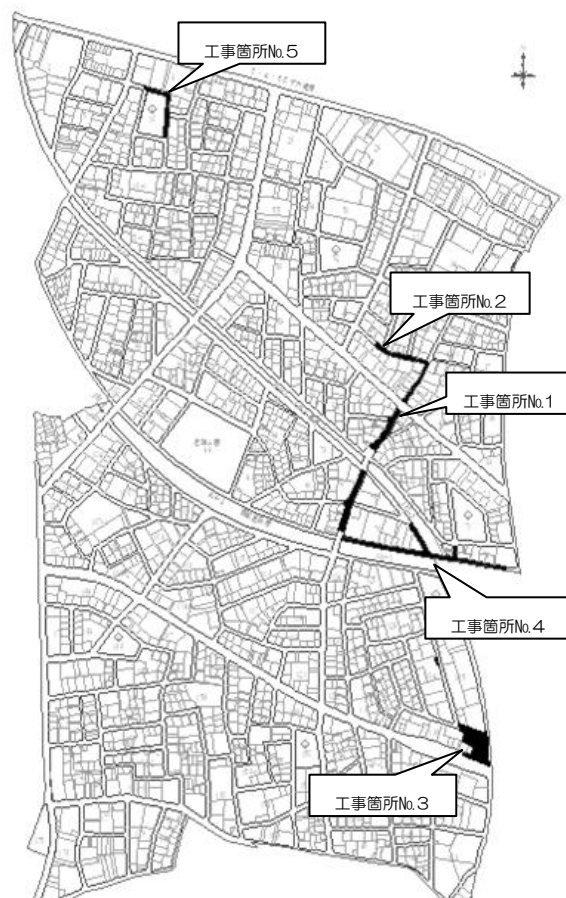
現在、笠縫地区内では道路築造工事や宅地造成工事を5箇所で行っています。

工事箇所No.1、2では、JR八高線六道踏切拡幅の前段階として、踏切前後の道路築造工事を行っており、道路高の変更や歩道の設置を実施しています。来年度は踏切の拡幅工事を行う予定でありますので、工事完了までの間、通行にご不便をおかけしますがご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

工事箇所No.3につきましては、街区道路の築造及び宅地の造成工事を行っています。

工事箇所No.4は、街区道路の舗装工事及び宅地の造成工事を行っております。

工事箇所No.5につきましては、1号公園予定地外周の排水工事及び街区道路の舗装工事を実施しており、公園整備に向けた準備を行っています。これらの工事については、3月末には完了する予定です。



【笠縫地区工事実施箇所図】

《 工事写真 》



J R八高線六道踏切北側の状況



J R八高線西側136街区造成の状況

§ 笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会報告 §

本年1月22日（日）、加治公民館において笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催し23名のご参加を頂きました。その概要についてお知らせいたします。

【 説明事項 】

◎平成23年度の事業の進捗状況について

- ・旧国道299号六道交差点改良に伴う建物移転について
- ・1号街区公園整備に関連する周辺道路工事について
- ・幹線道路整備に関連する造成工事及び建物移転について
- ・J R八高線六道踏切を挟む南北の道路整備工事について
- ・双柳岩沢線、川寺岩沢線の下水道整備工事 汚水管整備について

◎今後の事業の進め方について

- ・J R線、西武線の踏切統廃合及び2本の南北幹線道路（東側及び西側）、周辺道路の重点整備。
- ・東西幹線道路の整備（川寺岩沢線）については、道路用地確保のため建物移転を中心に事業を推進。
- ・旧国道299号六道交差点改良については、平成24年度に建物移転及び交差点拡幅工事を実施予定。
- ・1号街区公園整備工事を平成26年度に実施予定。公園整備案作成に際しては、地元の皆様のご意見等を拝聴し整備予定（所管課：都市計画課）。

※踏切統廃合計画の詳細は、別添資料をご参照ください。

【 質 疑 応 答 】 (一部抜粋)

Q. 六道踏切は平成 24 年度で開通するのか。

A. 3月議会により新年度予算案議決後、平成 24 年度に行いたいと考えています。

Q. 六道交差点から JR 六道踏切へ向う一方通行の解除はいつになるのか。

A. 道路整備を実施し、一部ですが一方通行を解除したいと考えています。双柳岩沢線から六道踏切間の整備にあわせ、一方通行の解除について警察との協議が整っていますが、「一方通行の解除には 100%地元の同意がないと難しい」と言われておりますので、ご協力をお願いします。



JR 八高線六道踏切南側から撮影

Q. 国道 299 号につながる道路が未整備だが踏切整備を先行する理由は。

A. 踏切を整備するための条件が整ってきている状況です。南北方向の交通導線を確保するための整備を進めていきたいと考えております。

Q. 未舗装道路の整備は、踏切の周辺道路を優先するというが、それ以外の未舗装道路のほこり、傷みにはどう対応してもらえるのか。

A. 当面は、補修の手立てとして砂利を敷くことで対応させて頂きたいと考えています。

Q. 踏切に関連する歩行者専用道路として指定するのは、市の考えなのか、住民の考えなのか。また規制は 24 時間か。

A. 昭和 63 年に区画整理の事業認可を県から頂きましたが、その区画整理の事業計画の中で既に歩行者専用道路にすることが決定しています。規制は 24 時間となります。

Q. 佐瀬踏切はいつ整備するのか。

A. 区画整理区域の境に位置する踏切であり、地区外に係る用地取得を伴うため、今回の整備から除きました。関係部署と調整し、できるだけ早期に整備できるよう努めて参ります。

Q. 踏切の統廃合によって迂回することは、非常に不便になる。

A. 事業計画決定時に鉄道事業者、警察との協議を行い、交通安全にも配慮し計画決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

Q. 笠縫土地区画整理事業の完了はいつになるのか。

A. 現在は平成 26 年度までの計画となっております。残りの移転戸数や近年の実績等を考慮しても、期間延長が必要となると考えています。

Q. 暫定的に清算金を払うことを検討してほしい。

A. 暫定的な支払いについては、法的にはできることになっております。しかし具体的な事例として、事業の完了を目前にして数軒の反対者により事業が閉じられない、また、震災など自然災害が起こったことにより仮清算を行うこととしたなど、稀な事例があるだけです。これについては、まだまだ研究していかなければならないと考えております。なお、支払いについては分割払いの方法もあります。

～ 土地区画整理事務所からのお願い ～

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行って頂きますようご協力をお願いいたします。

○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思ってもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○権利異動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、異動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

○所有地の管理について

一昨年から放火と思われる不審火が岩沢地区を中心に断続的に発生しております。消防、警察のほか自治会関係者等と連携し見回りを行っておりますが、皆様方におかれましても屋外にある不要物の整理や空き地の適正な管理をお願いいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所
住 所 飯能市大字笠縫 1 1 2 - 1
電 話 0 4 2 - 9 7 3 - 8 6 8 2
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp

